

理事、監事及び評議員に対する報酬等の規程

社会福祉法人 寿 敬 会



(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿敬会(以下「法人」という)の定款第8条及び21条の規定に基づき、法人の理事、監事及び評議員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 勤務実態のある理事、監事及び評議員には、報酬を支給し、その報酬は俸給及び賞与とする。

(俸給月額)

第3条 勤務実態のある理事、監事及び評議員の報酬月額は次に掲げる基本報酬月額を基準とする。また、この基準報酬月額の変更は勤務実績等を勘案して、理事会において決定する。

基準報酬月額 300,000円/週1回

(通勤手当・住宅手当)

第4条 通勤手当・住宅手当は原則として支給しない。支給する場合は理事会において決定する。

(賞 与)

第5条 賞与は7月及び12月にそれぞれ勤務実態のある理事、監事及び評議員に支給する。

2 賞与の額は報酬月額の2.0月を乗じて得た額をそれぞれの基準額とし、この基準額の±1.0月の範囲内で理事、監事及び評議員の勤務実績等を勘案して定める。ただし、在職期間が基準日以前6ヶ月未満の場合は基準額を上限とする。

(報酬の支給)

第6条 理事、監事及び評議員の報酬の支給は毎月20日(その日が土曜日、休日にあたる場合はその日の前日)とする。

2 理事、監事及び評議員の賞与の支給は、法人が規定する基準日(それぞれその日が土曜日、休日にあたる場合はその日の前日)とする。

(報酬の支給方法)

第7条 報酬は、法令の規定に基づき控除すべき金額を控除し、その残額を通貨または当該理事、監事及び評議員の指定する銀行口座に振り込む方法により支給する。

(旅 費)

第8条 常勤理事、監事及び評議員が出張し、又は赴任した場合には、当該理事、監事及び評議員に対し旅費を支給する。

2 前項に定める旅費の額は、旅費支給基準 別表(ロ)のとおりとする。

3 非常勤理事、監事及び評議員が理事会等に出席する場合には旅費交通費3,000円を支給することができる。

(公 表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(附 則)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日より施行する。